

自転車新文化調査・指標化事業委託仕様書

1 事業目的

本県が進める「健康」「生きがい」「友情」を育む自転車新文化の普及・拡大を図るため実施した、これまでの取組の成果を調査するとともに指標化し、更なる企業協力や県民の理解促進に資する成果指標を設定し、効果測定を実施する。

2 事業期間

契約の日から平成 30 年 3 月末まで

3 事業費

金 3,924,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

4 委託業務

(1) 業務詳細

下記①～③等の内容を参考に愛媛県が進める自転車施策を実施することによる効果を可視化（数値化）すること。

①経済効果の調査

サイクリングでの交流人口の増加に伴う消費額の増加などの経済波及効果の調査を行う。

②自転車を活用することによって得られる社会的影響調査

統計的な手法等を用いて、自転車を活用することによる社会保障費の抑制、健康増進や環境負荷低減など効果的な調査項目を抽出し影響を調査する。

③県内のサイクリング愛好団体等の活動状況調査

県内の自転車店等にヒアリングやアンケート等による調査を行い、サイクリング愛好団体等の活動状況を調査する。

(2) 成果品の提出

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書（様式任意）を提出すること。同報告書には、自転車新文化調査・指標化事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

○作成部数 1 部

○提出先 愛媛県企画振興部総合政策課自転車新文化推進室

5 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、愛媛県に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、広告の使用について適当と認められる場合に限り、愛媛県が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。

②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県と受託者で協議のうえ処理することとする。

6 その他留意事項

- (1) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) 調査した経済効果については、中間報告を平成29年10月中に行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議のうえ処理するものとする。
- (4) これまでに県等が実施した下記アンケート調査等を活用することも可能とする。
 - ・しまなみ海道自転車利用者に対するアンケート結果
 - ・しまなみ海道自転車利用者数調査資料
 - ・サイクリング環境調査・実証に関する資料 等※希望する場合は当室にて職員立ち合いのもと閲覧を認めることとする。